

令和2年5月20日

裁判所を利用される皆様へ

甲府地方裁判所

甲府家庭裁判所

### 緊急事態宣言の解除等を踏まえた事件の処理方針について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、山梨県から「感染拡大予防ガイドライン」が示されました。

これらを受けて、山梨県内の裁判所においては、今後の事件処理について、感染拡大防止対策を講じた上で、再開する業務の範囲を徐々に広げていくこととしましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 民事事件及び行政事件

##### (1) 訴訟事件

各期日について、個別に進行を調整していきます。期日の指定等までに、一定の時間を要する場合があります。

##### (2) 非訟事件（執行，倒産）

緊急性のある事務処理については引き続き実施し、その以外の事務処理も、順次、実施していきます。

#### 2 刑事事件

期日を順次、実施していきます。

#### 3 家事事件，人事訴訟事件

期日を順次、実施していきます。

家事事件手続案内は、順次、実施していきませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、裁判所ウェブサイトの「裁判手続案内」の「家事事件」や、甲府地方・家庭裁判所のウェブサイトの「裁判手続きを利用する方へ」の「手続案内（家庭裁判所について）」をご利用いただきますよう、ご協力とご理解をお願いします。なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

#### 4 少年事件

期日を順次、実施していきます。